

令和7年度 石川県障害者虐待防止・権利擁護研修 実施要綱

1 目的

障害者虐待の防止・権利擁護について、基礎的な知識の習得や意識啓発により、障害者虐待の未然防止、早期発見及び適切な対応のために必要な人材の育成や資質向上を図ることを目的として研修を実施します。

2 主催 石川県

3 日程

本研修は、動画視聴と集合研修を組み合わせ実施します。集合研修に参加される場合は、漏れなく事前に動画を視聴ください。集合研修は、対象者ごとに日程を分け、下記の2日程で開催します。受講者の職種に応じて、申し込みください。

動画 視聴	講義	令和7年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修 資料・動画 厚生労働省 (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhog/chiikikyosei/03kenshyu_00020.html)
集 合 研 修	演習	<u>1 (主に事業所等の設置者(法人代表等)、施設長、管理者向け)</u> 令和7年12月10日(水)13時から16時 30 分 会場 石川県庁11階 1102 会議室 (金沢市鞍月1丁目1番地) <u>2 (主にサービス管理責任者、虐待防止責任者・委員向け)</u> 令和7年12月11日(木)10時から16時 20 分 会場 石川県地場産業振興センター本館1階大ホール (金沢市鞍月2丁目1番地)

※内容は、別紙1及び2「プログラム」をご確認ください。

4 受講対象者

障害福祉サービス事業所等の設置者又は管理者、サービス管理責任者、主任クラスの職員など(現在、虐待防止責任者や虐待防止マネージャー、虐待防止委員である方、今後、これらになることが見込まれる方)

5 開催方法

動画視聴 厚生労働省が作成した講義動画の視聴

- ※ 動画視聴に時間を要するため、受講決定前であっても計画的な視聴をお願いします。
インターネット利用に係る通信料等は受講者の負担になります。

集合研修 研修資料は事前にメールにてデータをお送りしますので各自印刷、またはタブレット等に保存の上、集合研修時に確認できるよう持参ください。研修当日に紙での配布は行いません。

6 定員 150名

- 1（主に理事長、施設長、管理者向け）60名
- 2（主にサービス管理責任者、虐待防止委員向け）90名

※ 定員を超過した場合には、お断りさせていただくことがあります。

7 申込方法

石川県スマート申請により申し込んでください。

<https://ttzk.graffer.jp/pref-ishikawa/smart-apply/apply-procedure-alias/595614132535625>

申込期限 **11月7日(金)**



8 申込画面に入力する際の注意事項

一度の申込につき、1名の受講者を入力してください。

9 受講者の決定

定員の範囲で受講者を決定し、結果は11月 14 日(金)頃に、研修申込時に入力されたメールアドレスに通知します。

10 その他

(1) 手引きの活用について

本研修の受講の有無に関わらず、虐待防止責任者及び虐待防止マネージャーは、厚生労働省作成『障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き(施設・事業所従事者向けマニュアル)』(令和6年7月)をお読みいただき、内容把握に努めてください。

※ 厚生労働省 HP

障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き(令和6年7月)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001282170.pdf>

(2) 伝達研修について

集合研修に参加した受講者は、研修受講後に各事業所等で伝達研修を行ってください。各事業所等における伝達研修の実施状況について、後日、県に報告していただく予定としております。

(3) 障害者虐待防止の推進等のための運営基準について

障害福祉サービス事業所等においては、現在、下記事項が「**義務化**」となっており、令和6

年度報酬改定において取組が未実施の場合の減算規定の追加・見直しが行われておりますのでご確認ください。

障害者の虐待防止に関する事項

虐待防止未実施減算 ①～③を満たしていない場合に所定単位数の1%を減算する。

- ① 従業者への研修実施
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会の設置及び開催
- ③ 虐待防止責任者の設置

身体拘束等の適正化の推進に関する事項

身体拘束廃止未実施減算 ①～⑤を満たしていない場合に、所定単位数を減算する。

〔療養介護、施設入所支援、共同生活援助等 10%を減算
居宅介護等、生活介護(入所施設外で行われるもの)等 1%を減算

- ① 身体拘束等を行う場合の記録
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び開催
- ③ 上記委員会の検討結果の従業者への周知徹底
- ④ 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- ⑤ 従業者への研修実施

11 問い合わせ先(事務局)

石川県健康福祉部障害保健福祉課 企画推進グループ（担当: 畝）

TEL 076-225-1428 FAX 076-225-1429

E-mail shofuku2@pref.ishikawa.lg.jp